

(案)

## 売 買 契 約 書

売渡人 愛知県（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）との間において、次の条項及び別紙仕様書により売買契約を締結する。

第1条 売買物件、数量、売買代金、物件所在場所及び契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 物 件 名 電線屑類（被膜等有）の売却
- (2) 数 量 計量証明書の数量による
- (3) 売 買 単 価 電線屑 1kg 当たり 金 円 銭  
(消費税及び地方消費税を除く)

売買単価に、計量証明書に記載された合計数量を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算して算定する。（算定された金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

- (4) 物件所在地 愛知県尾張西部浄水場（一宮） 一宮市上祖父江字南外山 271
- (5) 契約保証金 愛知県企業庁財務規程（昭和55年企業庁管理規程第14号。以下「財務規程」という。）第133条第5号により免除

第2条 履行期間は令和 年 月 日から令和7年3月14日までとする。

第3条 乙は、第1条の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、指定された期日までに納入取扱金融機関（三菱UFJ銀行本支店）に納入するものとする。

なお、乙は、この支払を遅延したときは、年2.5%の遅延利息を甲に支払う。

また、乙は物件を計量のために搬出し、その経費は一切乙の負担とする。おって、計量後は、速やかに計量証明書を甲に提出する。

物件の所有権については、売買代金の納入が確認されるまで甲が留保するものとし、その間は、乙が物件を現状のまま無償で保管する。

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は履行を委任することはできない。

ただし、甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が期限内に正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められたとき。
- (3) 物件の搬出等に際し乙が甲の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 契約解除の申し立てをしたとき。

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、違約金を支払わなければ

ならない。

(1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、第1項第2号に掲げる事項が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(2) 乙が契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産開始手続の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法第225法）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第7条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

第8条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

第10条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

第11条 この契約の条項に定めるもののほかは、財務規程の定めるところによる。

第12条 この契約の履行に際し紛争が生じたときは、公平な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

第13条 この契約書及び財務規程に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 一宮市昭和三丁目3番28号

愛知県

代表者 尾張水道事務所

所長 野口 興晴

乙